

第4次千曲市男女共同参画計画

令和3年度～令和8年度

～多様性を認め合い、自分らしく輝ける社会をつくるために～

令和3年 3月策定

令和6年 10月改定

千 曲 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	基本理念	2
3	計画の性格と位置づけ	2
4	計画の基本方針	3
5	計画の期間	3
6	計画の進行管理	3
第4次	千曲市男女共同参画計画体系図	4

第2章 基本方針と施策の方向

基本方針1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	6
施策の方向1	家庭生活における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】	6
施策の方向2	男女がともに働きやすい環境づくり【女性活躍推進計画】	9
基本方針2	さまざまな分野における女性活躍推進	12
施策の方向3	男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	12
施策の方向4	意思決定過程への積極的な女性の登用推進	14
施策の方向5	地域・社会における男女共同参画の推進	16
基本方針3	心と体を大切にする環境づくりの推進	19
施策の方向6	あらゆる暴力・ハラスメントの根絶【DV防止基本計画】	19
施策の方向7	困難を抱えたすべての人への支援	22
施策の方向8	心身の健康支援	24

《参 考 資 料》

・平成30年度 男女共同参画社会に向けての市民意識調査	27
・平成30年度 男女共同参画社会に向けての企業意識調査	31
・男女共同参画社会基本法（1999年）（抄）	32
・千曲市男女共同参画推進条例（2012年）	37
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2001年）（抄）	40
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015年）（抄）	50
・千曲市男女共同参画計画審議会要綱	59
・千曲市男女共同参画計画推進会議規程	60
・SDGs（エスディージーズ）とは	61
・第4次千曲市男女共同参画計画の策定経過	62
・千曲市男女共同参画計画審議会委員名簿	63

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

千曲市では、平成 16 年に策定した「千曲市男女共同参画計画」から、「第 3 次男女共同参画計画」まで男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進してきました。

市民の男女共同参画社会に対する理解については、市が平成 30 年度に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」では、企業の女性役職登用の状況や男女共同参画への市民の関心等については向上し、徐々に男女共同参画社会への理解が浸透しつつあるものの、性別による役割分担の慣習や慣行はいまだに残っているという調査結果となりました。男女共同参画の視点に立った社会制度の見直し、意識の改革、男女の人権尊重と、男女平等に向けた取組がさらに必要です。

また、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）（参考資料 59 ページ参照）が施行され、「女性の希望に応じて働ける社会」を実現するための配慮や環境整備などが求められています。

本計画は、社会情勢やこれまでの実績を踏まえ、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進していくための指針となるよう策定しました。

2 基本理念

千曲市男女共同参画推進条例第 3 条では、次のとおり基本理念を定めており、この理念を基に計画を推進します。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、個人として能力を発揮する機会が確保され、性別による差別扱いを受けないこと。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、職場、家庭、地域等あらゆる場における政策または方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保され、慣行により活動の選択を妨げることをないよう配慮されること。
- (3) 男女がお互いの協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、家庭生活以外の職場、地域等における活動が両立できるよう配慮されること。

3 計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項並びに千曲市男女共同参画推進条例第 9 条第 1 項に基づくものです。
- (2) 本計画は、「千曲市総合計画」との整合性を図るとともに、その個別計画として位置づけます。
- (3) 本計画は、「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に位置づけます。【女性活躍推進計画】
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に定める「市町村基本計画」と位置づけます。【DV防止基本計画】

4 計画の基本方針

本計画では、「第三次千曲市総合計画」の基本目標「多様性を認め合い、自分らしく輝ける社会」を目指して3つの基本方針を設定します。

基本方針1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本方針2 さまざまな分野における女性活躍推進

基本方針3 心と体を大切にする環境づくりの推進

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度の6年間とします。

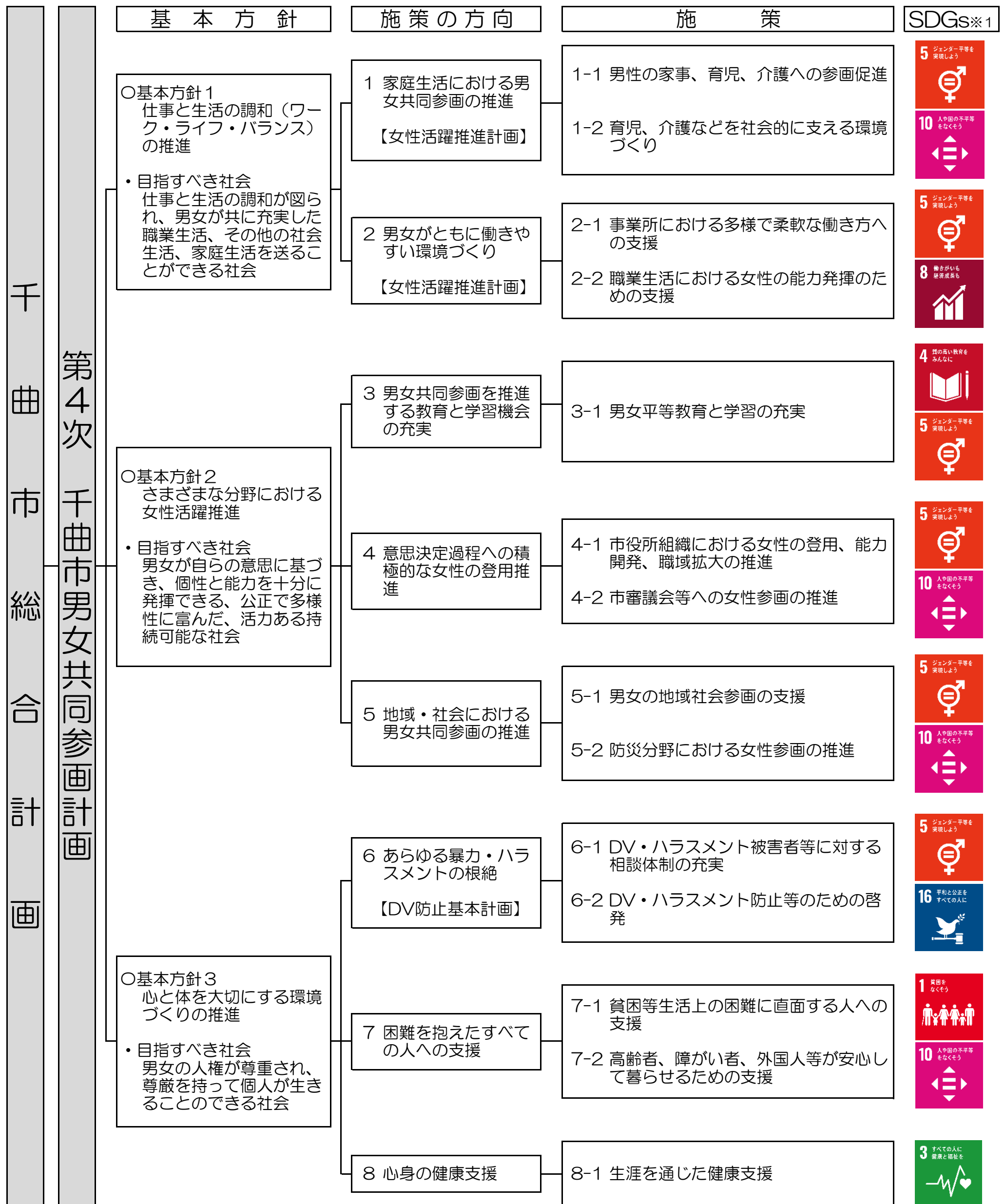
なお、社会情勢の変化、計画の進行状況などを踏まえ、目標達成状況や取組の成果を検証し、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の進行管理

本計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者へ情報公開をしていくことが不可欠です。本計画の着実な推進を図るため、庁内組織である「千曲市男女共同参画計画推進会議」の取組を充実させるとともに、関係機関と連携していきます。また「千曲市男女共同参画計画審議会」において、毎年施策・事業の実施状況及び実施計画を報告し、市民にわかりやすく公表します。

なお、審議会は、必要に応じて市長に意見を具申し、市長はこれに基づいて必要な措置を講じるものとします。

第4次 千曲市男女共同参画計画 体系図



※1 SDGs (持続可能な開発目標)は国連で採択された、世界で2030年までに実現を目指す、17の国際目標です。詳細は61ページをご覧ください。

第2章

基本方針と施策の方向

基本方針 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

—目指すべき社会—

仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会。

施策の方向 1

家庭生活における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】



家庭における固定的な男女の役割分担意識にとらわれず男性が家事、育児、介護等に参画し責任を分かち合うことができるよう、男性の家事、育児、介護への参加を働きかけるとともに、知識や技術の習得を支援します。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な家庭生活の実現に向け、子育てと介護等を支える取組の充実を図ります。

【現状と課題】

固定的な性別の役割分担意識を背景に、家事、育児、介護等、責任の多くを女性が担ってきた家庭では、男性が介護を担う状況になった場合、家事に不慣れであったり、地域とのつながりが乏しい中で、孤立した介護生活となる傾向があります。

「平成 30 年度市民意識調査」では「家庭における男女平等感」の設問で、「平等」と回答した人の割合は 37.6%、「男性の方が優遇」と回答した人の割合は 47.1%で平等と回答した人の割合と比べると 9.5 ポイント高い状況になりました（図 1）。

また、「男は仕事、女は家庭という役割を固定する考え方」の設問では「あまり好ましくない」、「反対である」と回答した人の割合は全体の 79%を占めています（図 2）。

近年では、共働きの家庭の増加や核家族化、少子高齢化が進むなか、家庭における固定的な男女の役割分担意識にとらわれず、男女がともに家族の一員として家事、育児、介護に参画していくことが重要となります。

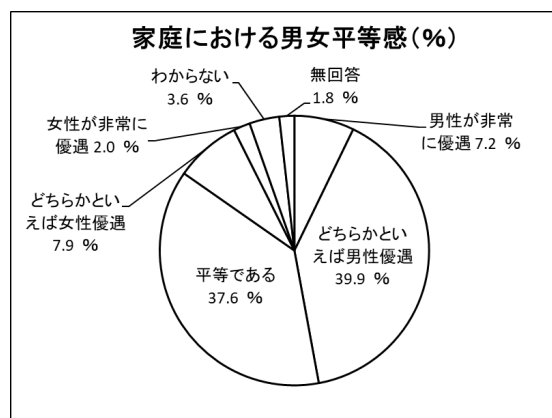


図 1

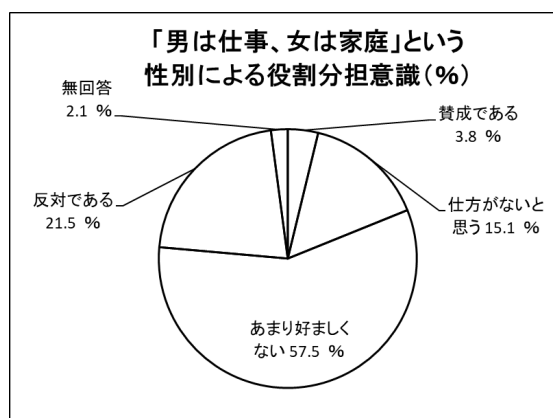


図 2

さらに、「女性のチャレンジを支援する取組の重要性」の設問に「仕事と育児・介護の両立のための支援策の充実」を「大変重要である」または「重要である」と回答した人の割合は全体の 92.6%と最も多く、仕事と育児・介護での支援が求められている結果となりました。また、「チャレンジする女性に対する支援強化」を「大変重要である」または「重要である」と回答した人の割合は全体の 86.5%で、この二つが上位を占めました（図 3）。

仕事と育児・介護を両立させるにはチャレンジする女性に対する支援が必要です。

全ての家庭が健康で文化的な生活を送るために、相談体制の充実や、核家族化、就労形態の多様化等に合わせた、保育サービスの充実、放課後・休日等における子どもの安全・安心な居場所づくりを推進する必要があります。

「女性のチャレンジを支援する取組の重要性」

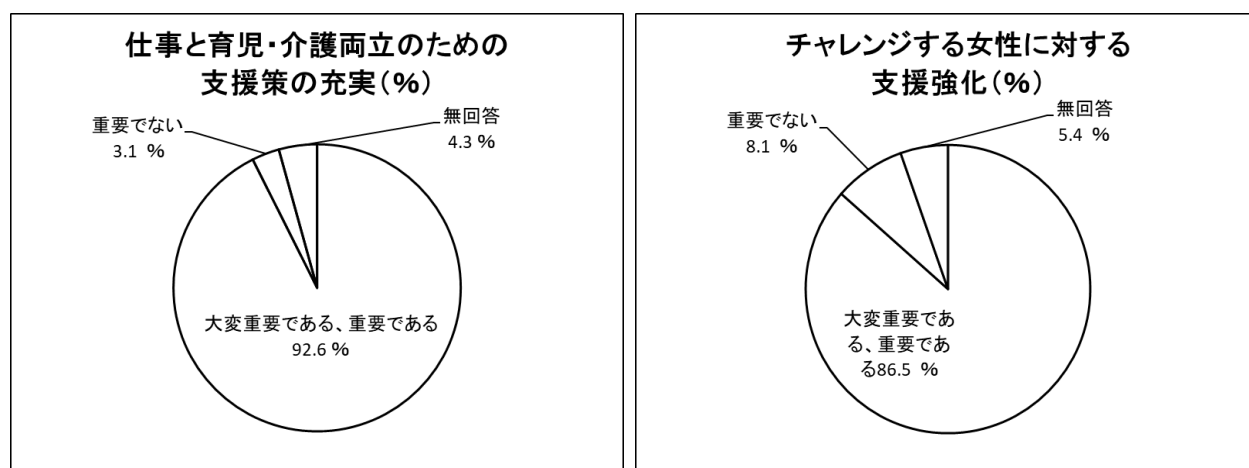


図 3

施策 1－1 「男性の家事、育児、介護への参画促進」

事業		事業概要	担当課
1－1－1	男性の家事、介護参画 [男性の料理・介護講座]	男性も家事、介護などに主体的にかかわるための講座を開催します。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 高齢福祉課
1－1－2	男性の育児参画・母子保健・育児支援事業	たまご教室（妊婦のための健康教室）や乳幼児健診等母子保健事業や子育て支援センター事業等を通じて、両親が協力して育児することの大切さを伝えます。	健康推進課 こども未来課

施策１－２「育児、介護などを社会的に支える環境づくり」

事業		事業概要	担当課
１－２－１	子育て支援サービスの充実 [保育サービス、ファミリー・サポート事業]	千曲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービス、ファミリー・サポート事業の充実を図ります。	保育課 こども未来課
１－２－２	学童保育の充実 [放課後児童健全育成事業]	千曲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、学童保育の充実を図ります。	こども未来課
１－２－３	相談体制の充実 [育児、介護]	相談内容に応じて多様な職種での連携支援体制の構築を推進します。	こども未来課 健康推進課 福祉課 高齢福祉課
１－２－４	地域包括ケアの体制づくり・介護サービスの充実 [在宅医療・介護連携事業]	在宅医療・介護連携の推進のための相談窓口を地域包括支援センターに設置します。	高齢福祉課
１－２－５	認知症の早期診断・早期対応支援の充実 [認知症初期集中支援事業]	認知症の早期診断・早期対応支援のため、認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置します。	高齢福祉課
１－２－６	認知症理解のための普及啓発[オレンジカフェ事業支援、認知症サポーター養成講座事業など]	認知症になっても安心して暮らせるよう、正しい知識を普及させるとともに、認知症の方や家族を支援するサービスを提供します。	高齢福祉課

施策の方向2



男女がともに働きやすい環境づくり【女性活躍推進計画】

市内の事業所に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※2 を推進し、男女共同参画を実現するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や「次世代育成支援対策推進法」などに基づく制度などを情報提供し、職場の男女共同参画社会を推進します。また、働くことを希望するすべての人が、その能力を十分に発揮することができるよう支援します。

【現状と課題】

平成 27 年に「女性活躍推進法」が施行され、意欲のある女性の職域拡大や管理的地位への登用拡大が求められています。

「平成 30 年度企業意識調査」では、企業の「女性活躍推進法」を「知っている」と回答した企業の割合は全体の 4.8% でかなり低い割合でした。

「平成 30 年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、子育て中の母親が「就労している」と答えた人の割合は全体の 19% で「現在就労をしていない母親が今後の就労を希望している時期」の設問に「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」と回答した人の割合は 39.2%、「将来一番下の子が〇歳になったころ就労したい」と回答した人の割合は 43.1% で、合計すると 82.3% の人は「将来的に就労を希望」していました。

男性の家事や育児・介護への参加は増加傾向にありますが「平成 30 年度企業意識調査」では、企業の育児休業制度の導入率は全体の 66.1%、介護休業制度の導入率は全体の 61.3% でした。また、育児・介護休業について「制度を知っているが利用したことがない」と回答した人（図 4）のうち、育児休業で 26.9%、介護休業で 21.2% の人が「収入の保証がない」「昇進・昇給に差し支える」「制度を利用しにくい雰囲気」という理由で制度を利用していませんでした。

女性の社会参加が進む中、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの実現を目指すには、企業における多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を推進し、男女がともに働くことを希望するすべての人が、その能力を十分に発揮することできるよう、職場での男女共同参画を推進する必要があります。

※2 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性の向上、更には社会・経済の活性化に寄与するといわれる。

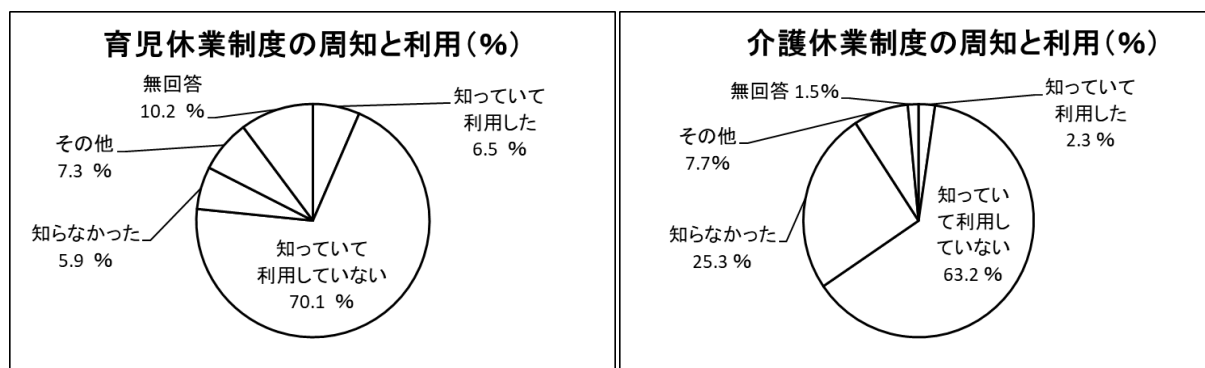


図 4

施策 2-1 「事業所における多様で柔軟な働き方への支援」

事業		事業概要	担当課
2-1-1	市内企業への啓発 〔育児・介護休業制度、イクボス・温かボス、えるぼし、くるみん〕	働き方改革に向けた取組の促進を図ります。また市報及び市ホームページ、チラシを通じて、関係情報を随時周知し、啓発します。	人権・男女共同参画課

施策 2-2 「職業生活における女性の能力発揮のための支援」

事業		事業概要	担当課
2-2-1	起業家支援事業 〔ちくま創業サポートデスク事業〕	ワンストップ創業相談窓口「ちくま創業サポートデスク」で創業に関する相談を受付、商工団体によるセミナー等を行います。	産業振興課
2-2-2	女性の就活応援講座	働く意欲のある女性に対し、キャリアコンサルティングを含めた総合的な支援を行います。	産業振興課
2-2-3	家族経営協定締結等の情報発信	家族経営協定締結等の情報発信を行います。	農林課

指 標

項 目		現 状 値	目 標 値
1	「家庭」が「男女平等である」と感じている人の割合 (人権・男女共同参画課)	【男女共同参画市民意識調査】 (平成30年度) 37.6%	【男女共同参画市民意識調査】 (令和7年度) 42.0%
2	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考えに「あまり好ましくない」「反対である」とする人の割合 (人権・男女共同参画課)	【男女共同参画市民意識調査】 (平成30年度) 79.0%	【男女共同参画市民意識調査】 (令和7年度) 81.0%
3	「育児休業制度」を知っており利用したことがある男性の割合 (人権・男女共同参画課)	【男女共同参画市民意識調査】 (平成30年度) 3.4%	【男女共同参画市民意識調査】 (令和7年度) 5.0%
4	「介護休業制度」を知っており利用したことがある男性の割合 (人権・男女共同参画課)	【男女共同参画市民意識調査】 (平成30年度) 2.9%	【男女共同参画市民意識調査】 (令和7年度) 4.0%

基本方針2 さまざまな分野における女性活躍推進

—目指すべき社会—

男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会。

施策の方向3

男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実



男女共同参画社会を実現するためには、教育や学習の果たす役割は極めて重要です。子どもの頃から男女共同参画の基礎となる、人権尊重・男女平等、男女の相互理解と協力の重要性について、学習する機会の充実を図ります。また、男女ともに多様なライフスタイルが自らの意思により選択できる社会を実現するために、社会制度や慣行を見直し、固定的性別役割分担意識の解消を推進します。

【現状と課題】

小中学校の教育では、社会科・家庭科・道徳の授業で、男女が協力し、助け合う必要性、異性への正しい理解と人権の尊重などの学習が行われており「平成30年度市民意識調査」の結果からも、学校教育の場で男女平等と感じている割合が高いことが分かります（図5）。また、女性のチャレンジを支援する方策として「学校教育の重要性」の設問では学校教育への期待の大きさがうかがえます（図6）。

性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等感の形成を図るためには、今後も、男女ともに一人ひとりが思いやりと自立の意識をはぐくみ、個人の尊厳と男女平等の理念に対する理解を深める教育や学習の充実を図る必要があります。

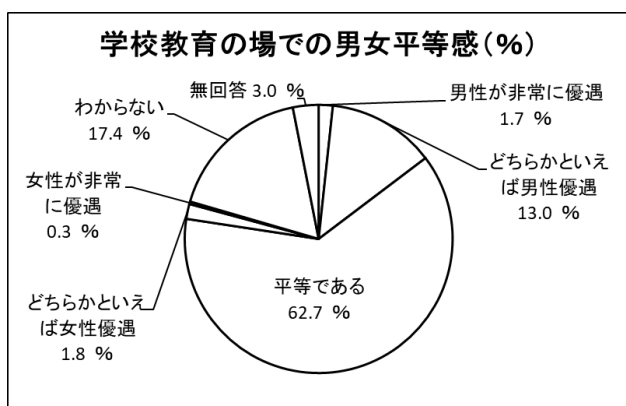


図5

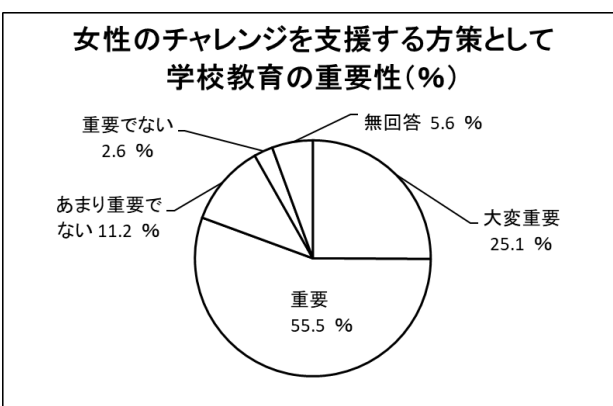


図6

施策３－１「男女平等教育と学習の充実」

事業		事業概要	担当課
３－１－１	学習指導要領に基づく男女平等教育の実施 [授業、講演会]	学校教育全体を通して、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育活動を行うことで、男女平等、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性などについて、児童生徒の理解を深めます。	教育総務課
３－１－２	男女平等啓発事業 [イベント、研修会]	啓発イベントや地区研修会、教職員向けの研修会を開催し、男女共同参画の理念の基礎となる男女平等・人権尊重を啓発します。	人権・男女共同参画課

施策の方向4

意思決定過程への積極的な女性の登用推進



女性が地域の様々な分野で活躍できる環境を整備し、女性が政策・方針決定過程に参画することを促します。また、防災分野においては、男女それぞれのニーズを十分に把握した取組を推進します。

【現状と課題】

「平成 30 年度市民意識調査」では「議員・審議会委員に女性が増えることへの考え」の設問に「現在より大幅に増えたほうが良い」と回答した人の割合が 34.5%、「少し増えたほうが良い」と回答した人の割合が 39.4%で、合計すると 73.9%の人が女性が増えてほしいと回答しています（図 7）。男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性もさまざまな分野に参画し、それぞれの能力を発揮することが重要であり、政策・方針決定の場への女性参画への期待が大きいといえます。

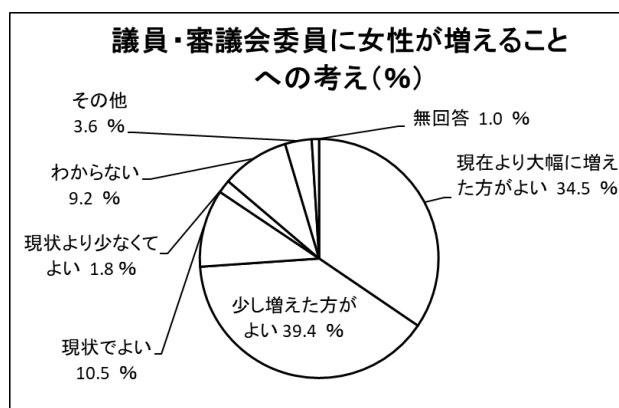


図 7

また、「平成 30 年度企業意識調査」では「今後女性を役職（管理職・監督職）へ登用することについて」の設問に対して「本人の能力や意思によって男女の区別なく役職へ登用したい」という回答が 75.8%と高い割合になりました。

市では、女性の意見を市政に反映するために、平成 15 年に「審議会等の設置等に関する基本指針」を定め、政策決定過程にできるだけ多くの女性が参画できるように促しています。

しかし、市の審議会等での女性委員の割合は、令和 2 年 4 月 1 日現在 27.6%と、第 3 次計画目標値の 40%を下回る結果となりました。

そのため、引き続き「女性委員の登用目標 40%」を目指して取り組む必要があります。

さらに、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進や役職への女性の登用促進など、千曲市特定事業主行動計画に基づく取組を進めていきます。

施策４－１「市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進」

事業		事業概要	担当課
４－１－１	女性職員の職域拡大と管理職への登用	特定事業主行動計画に基づき、女性職員それぞれの個性と能力が発揮できるよう職員研修を行い、職域の拡大を図ります。管理職への女性職員の登用目標値 20%を達成するため、まず係長職への女性職員の登用に努めます。	総務課

施策４－２「市審議会等への女性参画の推進」

事業		事業概要	担当課
４－２－１	市審議会等への女性委員の登用促進	審議会等の所管課に「審議会等の設置等に関する基本指針」を徹底させます。	総務課
４－２－２	市審議会等への女性委員の登用促進	「審議会等の設置等に関する基本指針」を遵守します。	各課
４－２－３		女性委員の割合が 40%に満たない審議会等及び女性委員のいない審議会等の解消に向けて取組を進めます。	人権・男女共同参画課

施策の方向5

地域・社会における男女共同参画の推進



男女ともにより暮らしやすく活力があり持続可能な地域をつくるために、地域活動は男女がともに参画し、役割を担う必要があります。固定的な男女の役割分担意識を無くし、男女が性別にかかわらず地域活動や社会活動に参画できるよう、地域の実情に応じた学習の機会を設けます。

特に防災に関しては、方針決定過程や避難所運営などに男女共同参画の視点を取り入れた体制整備が必要であるため、平時から女性の意見も反映されるよう取組を推進し、防災分野における男女共同参画意識を醸成します。

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりが進まない要因の一つに、人々の意識や無意識の偏見の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別による役割分担意識があります。

「平成 30 年度市民意識調査」では、「地域における男女平等感」の設問に「平等」と回答した人は全体の 22.8%、「男性の方が優遇」と回答した人は全体の 59.5%でした（図 8）。また「自治会等の代表は男性になった方が良い」という設問に「そう思わない」と回答した人は全体の 55.3%でした（図 9）。「そう思わない」と回答した人が多いにも関わらず、実際の「男女平等」については、職場、地域、政治や制度、社会通念・慣習・しきたりなど多くの設問において、男性優遇と答えた人が多数を占める結果となりました。

さらに、地域で安心して暮らすために、「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）^{※3}」の意識にとらわれず、誰もが個性と能力を十分に発揮していきいきと活躍できるよう、男性優遇社会から男女共同参画社会への意識改革を促すセミナー・講演会が必要です。

※3 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）：人間は生まれつきの生物的性別がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

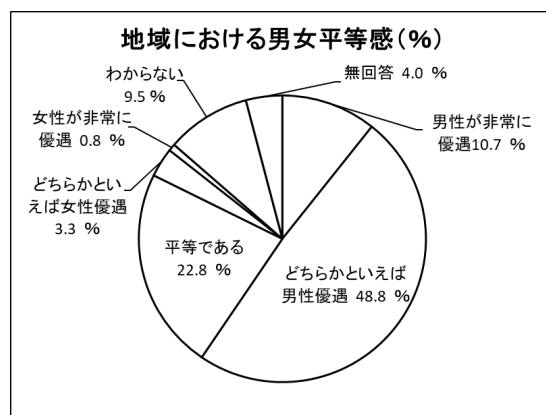


図 8

地域における男女共同参画の意識

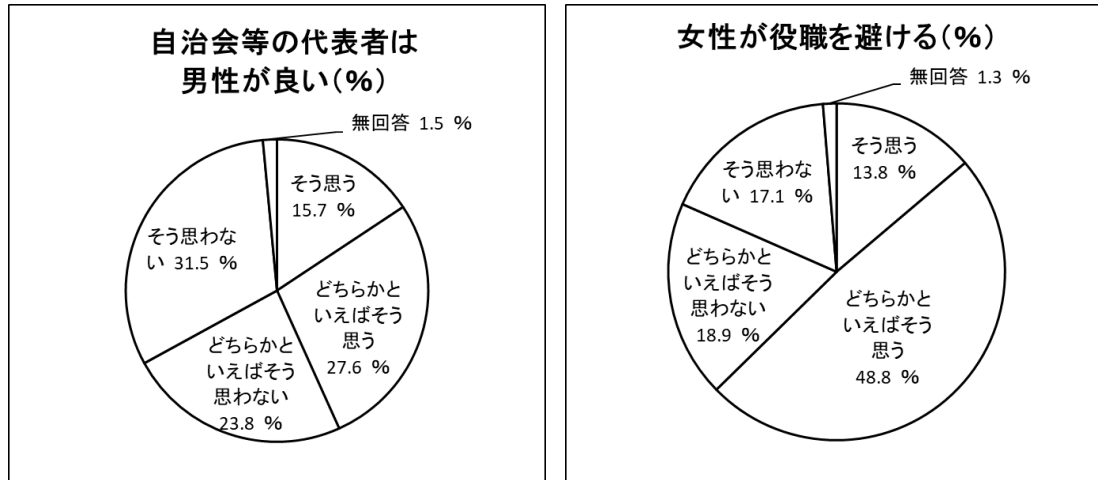


図 9

防災の分野では、平常時の社会の課題が一層顕著に現れています。過去の災害において、男女共同参画の視点が十分でなく女性への配慮が足りないことにより、救援物資の配分や避難所の運営等に課題が生じた事例がありました。

女性と男性では災害から受ける影響に、違いが生じることを配慮し、防災体制等を考える必要があります。「平成 30 年度市民意識調査」からも、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立は、女性にとっても、男性にとっても重要であると言えます（図 10）。そのため、男女ともにさまざまな立場や年齢層の住民が参画し、行政と地域との協働により地域防災の推進に取り組んでいくことが大切です。

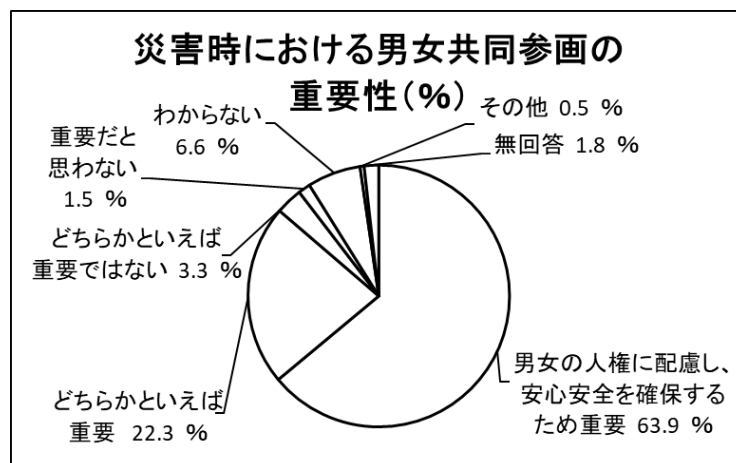


図 10

施策５－１「男女の地域社会参画の支援」

事業		事業概要	担当課
５－１－１	男女共同参画セミナー・講演会の開催	男女ともにより暮らしやすい地域社会を実現するために、関係団体と協力しながら男女共同参画を推進するための講座を開催します。	人権・男女共同参画課

施策５－２「防災分野における女性参画の推進」

事業		事業概要	担当課
５－２－１	地域防災計画に基づく女性参画の推進	女性と男性が災害から受ける影響の違いに配慮できるよう防災会議委員・避難所の運営など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場への女性の参画を推進します。	危機管理防災課

指標

項目		現状値	目標値
１	「学校教育」が「男女平等である」と感じている人の割合 (人権・男女共同参画課)	【男女共同参画企業意識調査】 (平成３０年度) ６２．７％	【男女共同参画企業意識調査】 (令和７年度) ６５．０％
２	市役所組織における管理職への女性登用率 (総務課)	(令和２年４月１日) １０．４％	(令和８年４月１日) ２０．０％
３	市審議会等における女性委員の登用率 (人権・男女共同参画課)	【地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査】 (令和２年４月１日) ２７．６％	【地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査】 (令和８年４月１日) ４０．０％
４	「自治会や公民館・ＰＴＡなど団体の代表者は男性になったほうが良い」という考えに「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」とする人の割合 (人権・男女共同参画課)	【男女共同参画市民意識調査】 (平成３０年度) ５５．３％	【男女共同参画市民意識調査】 (令和７年度) ６０．０％
５	「地域」が男女平等であると感じている人の割合 (人権・男女共同参画課)	【男女共同参画市民意識調査】 (平成３０年度) ２２．８％	【男女共同参画市民意識調査】 (令和７年度) ３０．０％

基本方針3 心と体を大切にする環境づくりの推進

—目指すべき社会—

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

施策の方向6

あらゆる暴力・ハラスメントの根絶【DV 防止基本計画】



女性に対する性暴力、配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス^{※4}」（以下「DV」という。）、ストーカー、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶を目指します。

【現状と課題】

暴力は、その対象が誰であろうと、決して許されるものではありません。配偶者や交際相手からの「DV」、性犯罪、売買春、人身取引、各種ハラスメント、ストーカー行為などは、人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会の実現に向けて、克服すべき重要な課題です。

「平成30年度市民意識調査」では「DV」という言葉や内容の理解が広まりつつあることが分かります（図11）。

男女間等の暴力の中には、性犯罪、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント^{※5}、パワー・ハラスメント^{※6}、マタニティ・ハラスメント^{※7}なども含まれます。特に女性に対する暴力は、女性が世間体を気にすることや、被害者自身が「暴力を振るわれたのは、自分が悪かったから」などと自分を責めてしまうことなどから、被害が現れにくく、問題が長期化・潜在化する傾向があります。

「平成30年度市民意識調査」のDV被害の実態（図12）を踏まえ、女性相談員による相談体制の充実、関係機関との連携が求められ、被害者に対しては、十分な配慮を行う必要があります。

また、セクハラ・パワハラ・マタハラ、LGBT^{※8}や性的少数者^{※9}への差別や偏見などは、受けた人の心と体の健康に悪影響を及ぼす重大な人権侵害です。あらゆる暴力を根絶するための意識啓発を図るとともに、暴力に対しては、毅然とした対処で、被害者への救済、相談体制を強化していく必要があります。

※4 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な異性から受ける暴力。身体的暴力だけでなく、言葉や身振りで恐怖感や不安感を植えつける、配偶者の存在を無視する、心理的に苦痛を与えることも含む。

※5 セクシャル・ハラスメント（セクハラ）：性的嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な発言や行

動。例えば、体への不必要な接触、性的なうわさの流布、冗談やからかいなど様々なものを含む。

※6 パワー・ハラスメント（パワハラ）：権力や地位を利用した嫌がらせのこと。職場などで職種などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為。

※7 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）：妊娠、出産した女性に対する職場での嫌がらせのこと。

※8 LGBT（エルジービーティー）：L（レズビアン=女性同性愛者）G（ゲイ=男性同性愛者）B（バイセクシャル=両性愛者）T（トランスジェンダー=心と体の性が一致しない人）の頭文字をとった性的少数者の総称のひとつ。

※9 性的少数者：LGBTに加えてQ（クエスチョニング=LGBTの枠に属さない人や分からない人）や、他者に性的に惹かれることのない人、自分の性のあり方が男女どちらかに定まっていない・決めたくない人も含まれる。

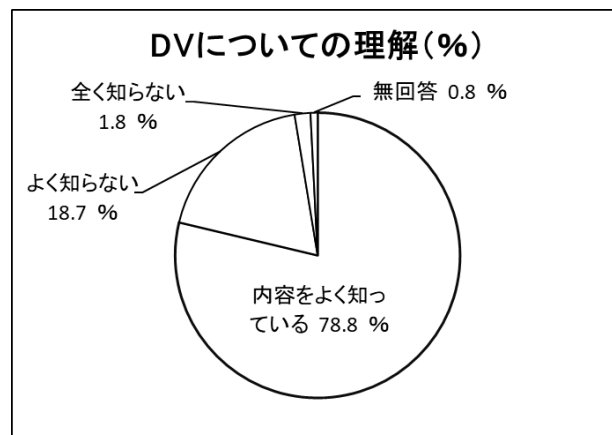


図 11

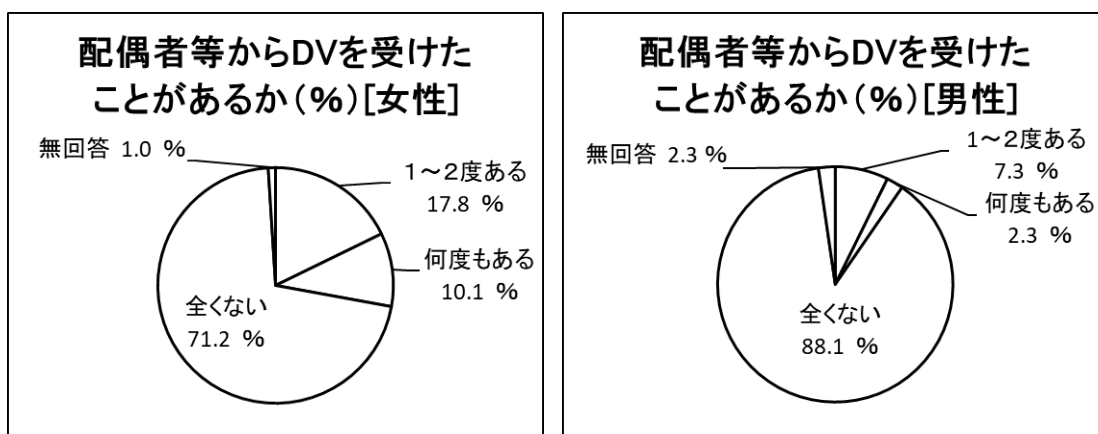


図 12

施策６－１「DV・ハラスメント被害者等に対する相談体制の充実」

事業		事業概要	担当課
6-1-1	女性の相談窓口の周知	DV 相談窓口として、市の女性相談窓口や県などの相談窓口を周知します。	人権・男女共同参画課 こども未来課
6-1-2	女性相談窓口での DV 被害者からの相談対応	女性相談員が DV 被害者の立場に立って相談に対応します。	こども未来課
6-1-3	家庭相談員等による児童虐待相談対応	子ども家庭総合支援拠点に有資格者を配置し、児童虐待相談支援体制の充実を図ります。	こども未来課
6-1-4	要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務担当者会議の開催	要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務担当者会議等を開催し、関係機関の円滑な連携や支援対象児童等への適切な保護・支援に努めます。	こども未来課

施策６－２「DV・ハラスメント防止等のための啓発」

事業		事業概要	担当課
6-2-1	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知、啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(毎年11月12日から25日までに2週間)に、DV 防止を周知し、啓発します。	人権・男女共同参画課
6-2-2	児童虐待防止の周知・啓発	生涯学習出前講座で市民に向けて啓発するとともに、関係機関の会議や市報・ホームページ等により「児童虐待防止」「体罰等によらない子育てのために」を周知します。	こども未来課
6-2-3	LGBT、性的少数者についての周知・啓発	市報・ホームページ、セミナー、講演会等で市民に啓発し理解を深めます。	人権・男女共同参画課

施策の方向7



困難を抱えたすべての人への支援

貧困等生活上の困難に陥りやすい人、とりわけ女性やひとり親などに対して、多様な支援を行うとともに、貧困等を防止するための取組を行います。また、高齢者、障がい者、外国人等社会的困難を抱えている人への相談・支援を行います。

〔現状と課題〕

女性は男性に比べて結婚・出産・子育てや介護などのライフイベントの影響を受けやすいため、非正規雇用が多く、貧困等生活上の困難を抱えやすくなっています。特に家庭では、非正規雇用の母親が社会的に孤立しており、複合的な課題を抱えている場合が多く、容易に現状を打開できないケースもあります。

また、障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で生活でき、生きがいを持っていきいきと自分らしく生活できるように、相談支援やサービス提供の充実が求められています。

さらに、定住する外国籍市民や外国人技能実習生の増加に伴い、日常生活のなかで外国籍市民との関わりが身近なものとなっている現在、共に地域社会を構成し、多様性を尊重する社会を実現するための支援が重要となります。

困難を抱えたすべての人が健康で文化的な生活を送れるように相談体制を整備し、それぞれのニーズに合わせた生活支援や経済的支援、就業支援が必要です。

施策7-1「貧困等生活上の困難に直面する人への支援」

事業		事業概要	担当課
7-1-1	生活困窮者に対する経済的支援	生活困窮者等に対し、生活の立て直し、自立に向けて、生活保護制度等による経済的支援を行います。	福祉課
7-1-2	生活困窮者の自立に向けた支援	就労支援のため就労支援員を配置し、自立支援の組織的対応を図ります。また就労斡旋を関係機関と連携して支援します。	福祉課
7-1-3	ひとり親家庭の生活自立に向けた相談対応、資金貸付、就労支援	ひとり親家庭の生活自立に向けた相談対応を行い、母子父子寡婦福祉資金貸付等や就業支援を行います。	こども未来課
7-1-4	ひとり親家庭の生活自立に向けた就学援助	ひとり親家庭の生活自立に向けての相談体制の充実、就学援助制度による支援を行います。	教育総務課

7-1-5	子どもの居場所づくり支援事業	子どもたちが、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばす機会として「子ども食堂」「学習支援」「生活指導」などに取り組む団体等を支援します。	こども未来課
7-1-6	就業機会確保のための各種事業	就職情報を発信し、若者・子育て世代の就労相談、地元企業との「就職応援会」を行います。	産業振興課
7-1-7	学校でのキャリア教育※10の推進	小学校における職場見学や中学校における職場体験を通じて、子どもたちの社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成を図ります。	教育総務課
7-1-8	教育相談室の運営	教育相談室で、教育(就学)相談、いじめ・不登校の相談を受け、他の教育相談機関との連絡調整を行います。	教育総務課

※10 キャリア教育:将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力をはぐくむための教育活動

施策7-2「高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせるための支援」

事業		事業概要	担当課
7-2-1	成年後見制度の啓発周知	成年後見制度の普及啓発・利用支援等の取組を行います。	高齢福祉課 福祉課
7-2-2	相談支援等での虐待対応支援及び虐待予防の推進	地域包括支援センターでの相談支援及び千曲市虐待防止ネットワーク会議「高齢者虐待対策部会」の開催を通じ、高齢者の虐待対応支援及び虐待予防などを推進します。	高齢福祉課
7-2-3	障がい者等に対する虐待などに関する相談	障害者虐待防止法に基づく案件に関する相談を、障害者虐待防止センターで行います。	福祉課
7-2-4	障がい者等支援の充実	障がい者(児)の就労支援のため、障害福祉サービス利用に関する支給決定事務等を行います。	福祉課
7-2-5	外国籍児童生徒への日本語指導講師の配置	外国籍児童生徒へ日本語指導講師を配置し、日本語習得のための授業を行います。	教育総務課
7-2-6	日本語教室の開催	外国籍市民の生活環境を支援するため、日本語教室を開催します。	生涯学習課 人権・男女共同参画課

施策の方向8



心身の健康支援

男女がお互いの身体的性差を十分理解し合い、誰もが健康な生活を送れるよう支援します。

〔現状と課題〕

男女がともに自らの健康に関心を持ちながら、その保持・増進ができるよう、健康教育、病気の予防・早期発見・早期治療に結びつく健康管理に取り組んでいます。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合いながら、生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることは、男女共同参画社会形成のうえで非常に大切です。

薬物乱用や喫煙・飲酒等は生涯にわたる健康維持に影響があり、女性に関しては生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに健康被害に関する正しい知識と情報の提供が求められています。

誰もが健康な生活を送れるよう、自分の心身の健康を守るため、各種健診（検診）の受診機会を提供し、引き続き保健指導を実施する必要があります。

施策8－1「生涯を通じた健康支援」

事業		事業概要	担当課
8－1－1	健康寿命延伸体操「あん姫いきいき体操」の普及啓発	ボランティア団体「健康づくり応援団」による「あん姫いきいき体操」の普及活動の支援と、DVDの貸し出しを行います。	高齢福祉課
8－1－2	健康をおびやかす問題について教育・啓発の推進	薬物乱用防止の周知啓発、喫煙・飲酒のリスクに関する教育、性感染症等に関する予防啓発の情報提供を行います。	健康推進課
8－1－3	各種健（検）診と保健指導の実施	一般健診・特定健診・がん検診・歯周疾患検診と、保健指導を行います。	健康推進課
8－1－4	母子保健事業の実施	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援として、母子健康手帳の交付（面談実施）、妊婦健康教室、産後ケアの実施、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、離乳食育児相談を行います。	健康推進課
8－1－5	年齢に応じた性に関する正しい知識・情報の提供	学校現場における性に関する相談体制の充実（養護教諭指導、スクールカウンセラーの活用）を推進します。	教育総務課

8-1-6	心身の健康教育および健康相談の実施	健康教育、健康相談、精神保健相談会、心の健康講座、自殺予防対策推進の取組として中学生に対し SOS の出し方に関する教育を行います。	健康推進課
-------	-------------------	--	-------

指 標

項 目		現 状 値	目 標 値
1	「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の「どういう意味か内容をよく知っている」市民の割合 （人権・男女共同参画課）	【男女共同参画市民意識調査】 （平成30年度） 78.8%	【男女共同参画市民意識調査】 （令和7年度） 85.0%
2	特定健診受診率 （健康推進課）	（令和元年度） 45.5%	（令和7年度） 60.0%
3	妊婦・産婦健診利用率 （健康推進課）	（令和元年度） 86.3%	（令和7年度） 100.0%

参考資料

○平成30年度 男女共同参画社会に向けての市民意識調査（抜粋）

○平成30年度 男女共同参画社会に向けての企業意識調査（抜粋）

○男女共同参画社会基本法（1999年）（抄）

○千曲市男女共同参画推進条例（2012年）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2001年）（抄）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015年）（抄）

○千曲市男女共同参画計画審議会要綱

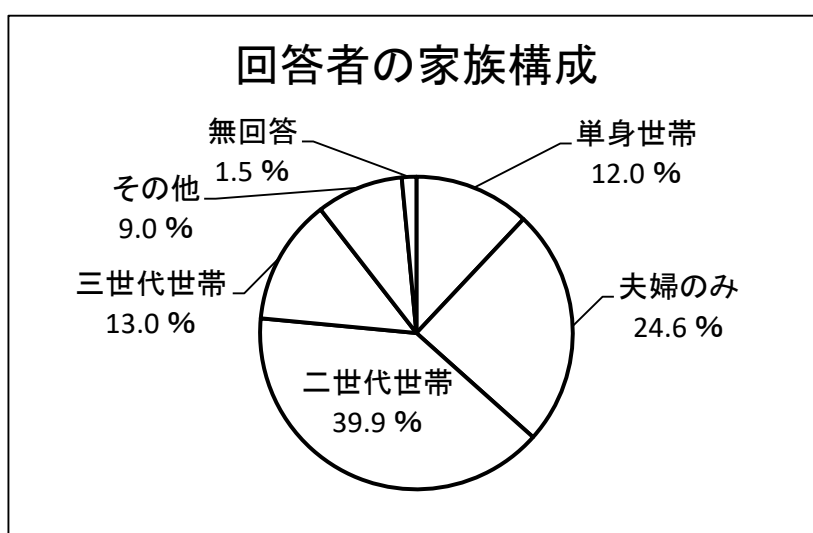
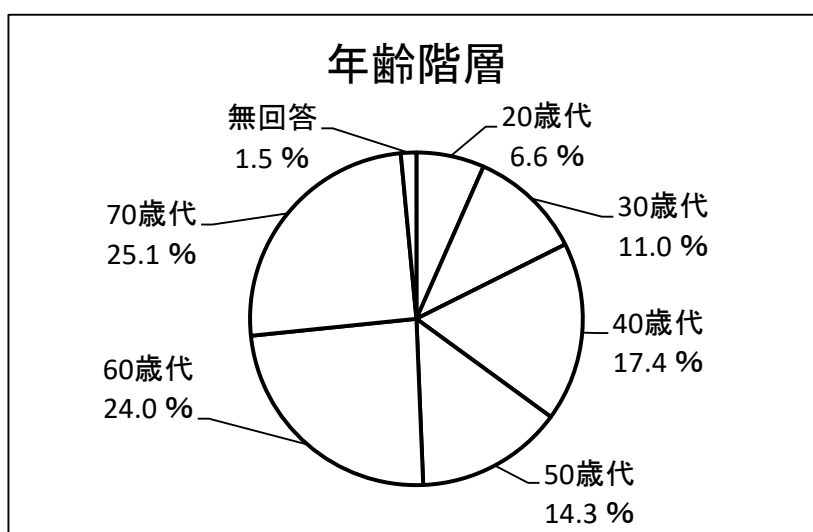
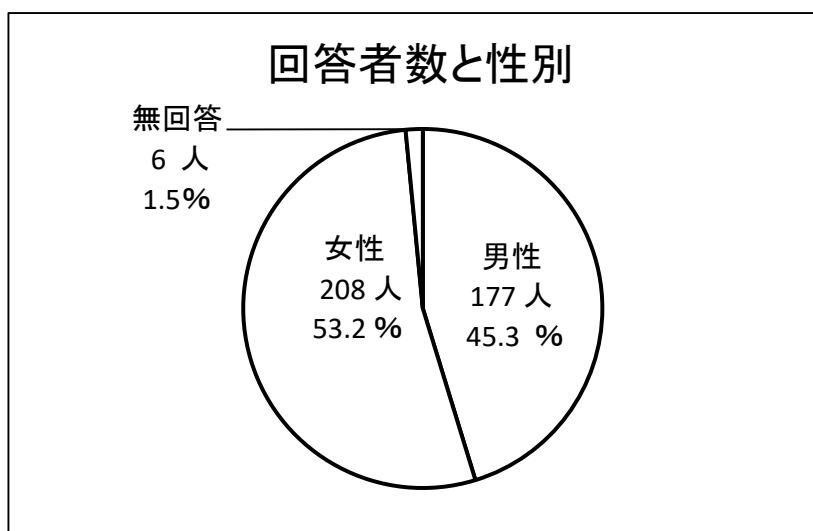
○千曲市男女共同参画計画推進会議規程

○SDGs（エスディージーズ）とは

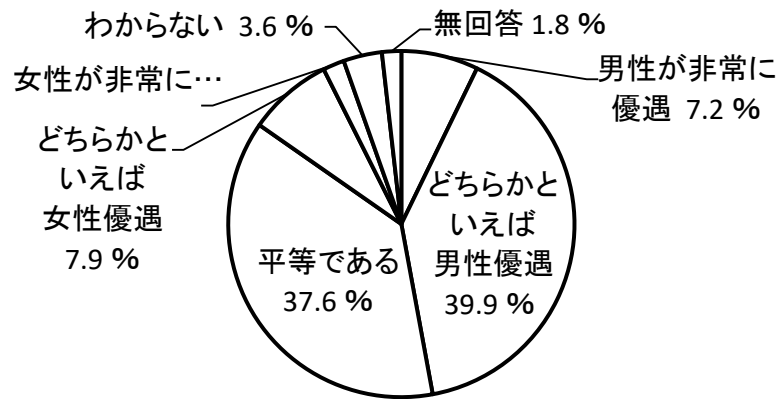
○第4次千曲市男女共同参画計画の策定経過

○千曲市男女共同参画計画審議会委員

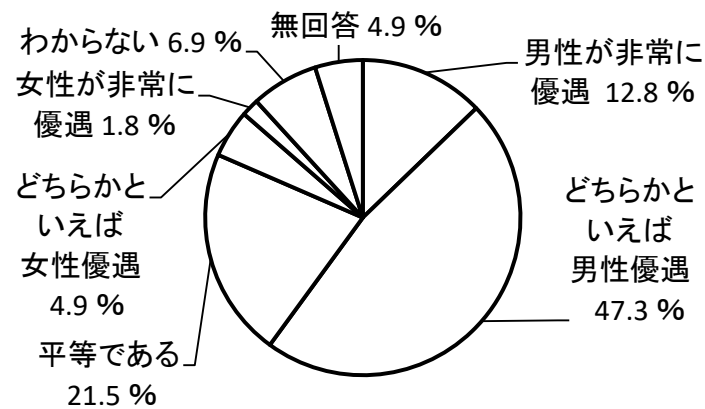
○平成30年度 男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果 (抜 粋)



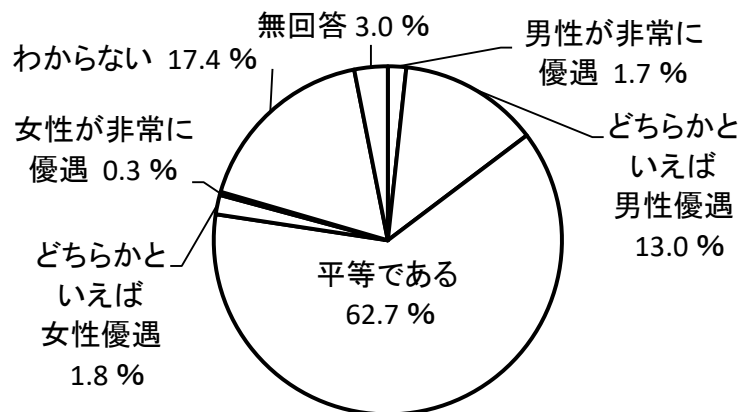
家庭における男女平等感(%)



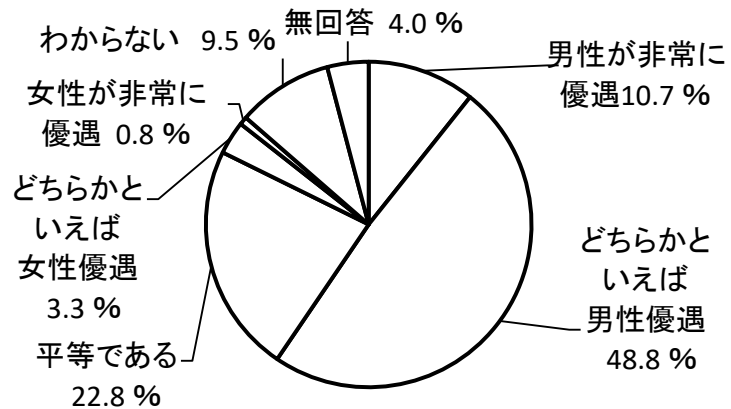
職場における男女平等感(%)



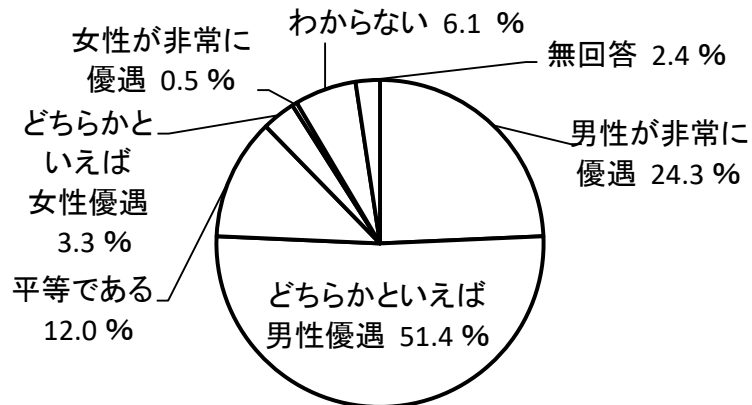
学校教育の場での男女平等感(%)



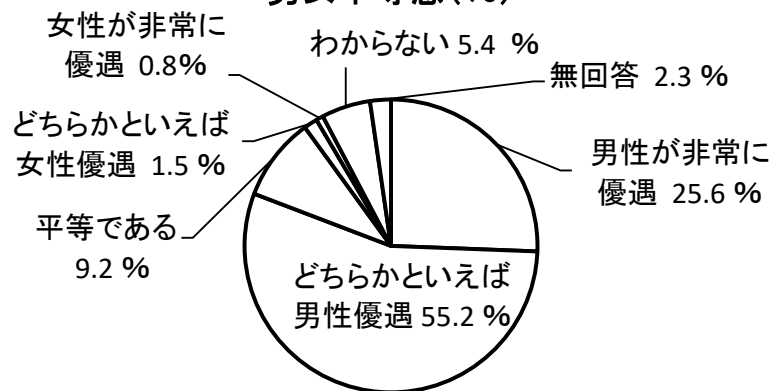
地域における男女平等感(%)



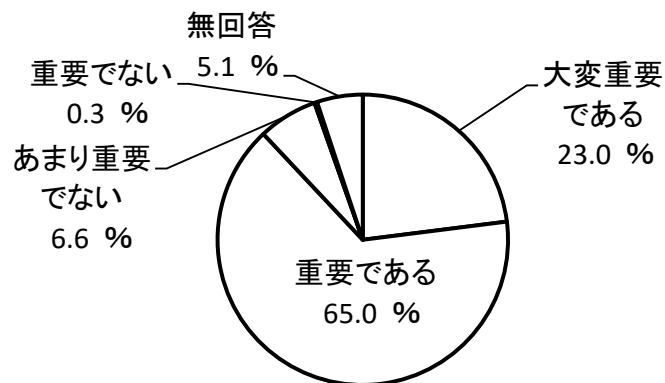
政治や制度における男女平等感(%)



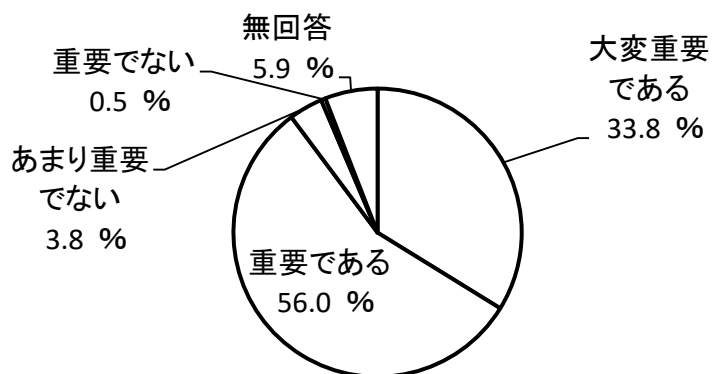
社会通念・慣習・しきたりにおける男女平等感(%)



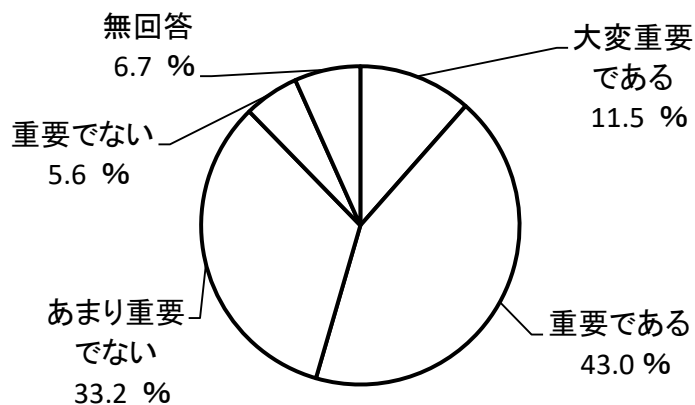
男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための情報提供や学習の充実



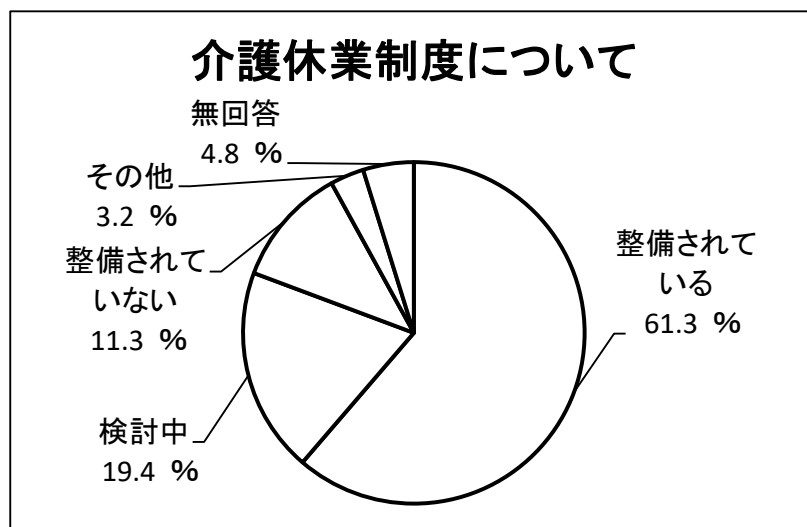
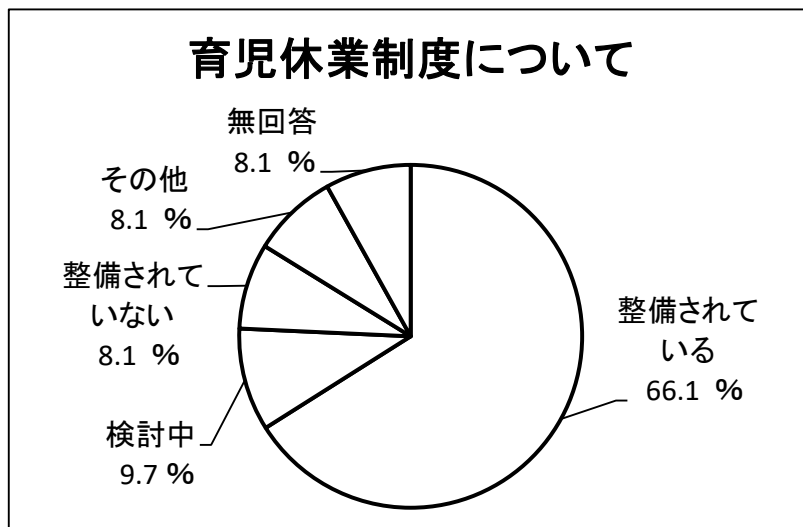
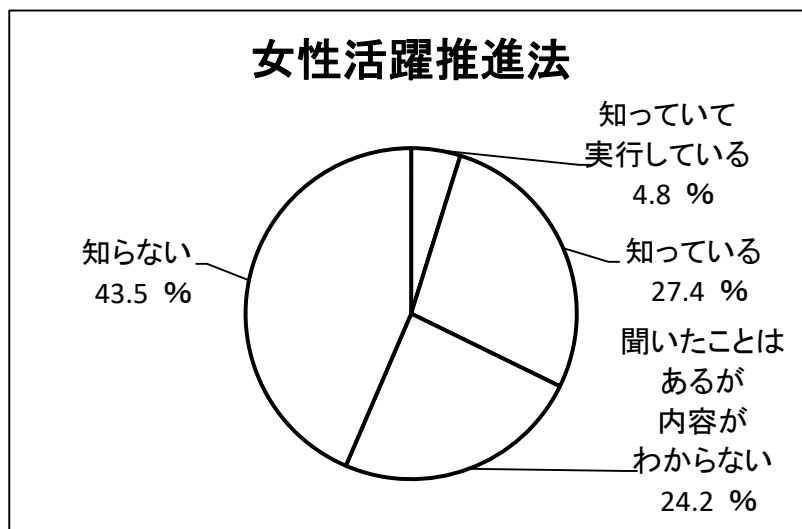
地域における子育て支援体制の充実



女性の参画を計画的に促進するための目標設定



○平成30年度 男女共同参画社会に向けての企業意識調査結果
(抜 粋)



○男女共同参画社会基本法（抄）

発令：平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並び

に国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、

男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な

計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）

を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更に
ついて準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共

同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究
その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する
施策の策定に必要な調査研究を推進するように努
めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協
調の下に促進するため、外国政府又は国際機関と
の情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関
する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために
必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参
画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体
が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活
動を支援するため、情報の提供その他の必要な措
置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」
という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項
に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は
関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の
形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政
策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、
必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び
関係各大臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政
府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす
影響を調査し、必要があると認めるときは、内
閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べ
ること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組
織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内
閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見
を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命す
る者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の
総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の
議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の
4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とす
る。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任
期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができ
る。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

○千曲市男女共同参画推進条例

平成24年3月6日条例第1号

(前文)

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際連合が定めた女子差別撤廃条約の批准及び男女共同参画社会基本法の理念に基づいて、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが行われてきた。

私たちの千曲市は、千曲川に育まれた肥沃な大地と豊かな自然環境の中で、先人たちが築き上げてきた伝統と文化を尊びながら、個人が尊重され自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現にむけ、男女共同参画計画を策定し様々な取り組みを進めてきた。

しかしながら依然として、男女が平等に社会参画する機会の確保が十分に図られておらず、男女が共に参画するためには、更なる意識改革を進めていくことが求められている。

私たちはここに、全ての市民が性別に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で共に平等に参画する機会が保障され、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指して、生き生きと豊かに暮らせる千曲市を築くためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための基本となる事項を定め計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住する者又は市内に勤務若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画を推進する。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、個人として能力を発揮する機会が確保され、性別による差別的扱いを受けないこと。

(2) 男女が社会の対等な構成員として、職場、家庭、地域等あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保され、慣行により活動の選択を妨げるものがないよう配慮されること。

(3) 男女がお互いの協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、家庭生活以外の職場、地域等における活動が両立できるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進

に関する施策（以下「推進施策」という。）を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、推進施策を実施するにあたっては、市民及び事業者と連携し協力して取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、職場、家庭、地域等社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が対等に事業活動に参画することができる機会を確保し、仕事と家庭、地域における活動を両立することができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、職場、家庭、地域等社会のあらゆる分野において、性別による差別的取り扱い等を行ってはならない。

（教育の推進）

第8条 社会の各分野で教育に携わる者は、学校教育、社会教育など生涯にわたるあらゆる分野での教育において、男女共同参画を推進する教育、学習の充実を図らなければならない。

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画計

画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画の策定及び変更にあたっては、千曲市男女共同参画計画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

- 3 市長は、男女共同参画計画を定めたときには、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（推進体制）

第10条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（計画審議会）

第11条 市に千曲市男女共同参画計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要な事項。

（広報活動等）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報及び啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

（実施状況の公表等）

第13条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況等を審議会に報告するとともに、これを毎年公表しなければならない。

（相談への対応）

第14条 市長は、性別による人権侵害その他男女共同参画の推進を侵害する行為に対し、市民、事業

者から相談があったときは、関係機関と協力し適切に対応するよう努めなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

発令：平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和5年6月14日法律第53号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心

身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、

次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行

うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長

（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」とい

う。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）

（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信され

る当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その

同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身邊につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二

条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時

において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

第十一条から第十四条の四 （略）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対し

ては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としていた住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるのは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りで

ない。

第二十条 削除

第二十一条から第二十二条 （略）

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

第二十五条から第二十八条 （略）

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条から第三十一条 （略）

附 則（略）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

発令：平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別

による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業

生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議

の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければ

ならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行

動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同

様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）

第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人

で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの

（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の

職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基

づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

ない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうと

する女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他

の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽

の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条から第三十九条 （略）

附 則 （略）

○千曲市男女共同参画計画審議会要綱

発令：平成25年1月23日告示第3号

最終改正：平成29年2月1日告示第5号

(設置)

第1条 千曲市男女共同参画推進条例(平成24年千曲市条例第1号)の規定により、男女共同参画社会の実現及び発展に向けて、男女共同参画計画の推進を図るため、千曲市男女共同参画計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を審議するほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(1) 千曲市男女共同参画計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。

(2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織し、委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月23日から施行する。

附 則 (平成29年2月1日告示第5号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

○千曲市男女共同参画計画推進会議規程

発令：平成15年9月1日訓令第31号

最終改正：平成29年2月1日訓令第2号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成について総合的、計画的に施策を推進するため、千曲市男女共同参画計画推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、関係部課等の連絡調整を図り、男女共同参画社会の形成促進に関する施策について調査、研究及び啓発に当たるほか、男女共同参画計画に関する施策、事業の円滑な推進、実施に当たるものとする。

(組織)

第3条 会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長に副市長を、副会長に教育長を、委員に部長職をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会議を総理する。

2 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(幹事)

第5条 会議に幹事を置き、幹事は関係課長等をもって充てる。

2 幹事長は、人権・男女共同参画課長をもって充てる。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて幹事及び関係職員で構成する専門部会を設け、特定の事項を調査、研究させることができる。

(関係職員等の出席)

第8条 会議において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令第2号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第2号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

SDGs(エスディージーズ)とは

2015 年 9 月の国連サミットで、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択され、その中核を成すのが「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDG s [エスディージーズ]）」です。

「SDG s」は、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す 17 の国際目標です。

千曲市でも、人口減少・少子高齢化など社会的課題の解決と、持続可能な地域づくりに向けて、企業、団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDG s モデル」を世界に発信する「SDG s 日本モデル」に賛同し、SDG s の推進に取り組みます。

第 4 次千曲市男女共同参画計画では以下の目標について取り組みます。



1. 貧困をなくそう……………あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
3. すべての人に健康と福祉を…あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4. 質の高い教育をみんなに……すべての人に包括的かつ公正で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5. ジェンダー平等を実現しよう…ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
8. 働きがいも経済成長も……すべての人々に働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
10. 人や国の不平等をなくそう…各国内及び各国間の不平等を是正する。所得、性別、年齢、人種、民族、宗教にもとづく不平等の撤廃。
16. 平和と公正をすべての人に…あらゆる場所で、あらゆる形の暴力と、暴力による死をなくす。子どもに対する虐待、あらゆる形の暴力をなくす。

〔第4次千曲市男女共同参画計画の策定経過〕

平成30年	7月17日	男女共同参画計画審議会	(市民・企業意識調査について)
平成30年	9月 3日	男女共同参画社会に向けての意識調査実施	
	～10月 5日	[市民1,000人、企業100社] ⇒ (回答: 市民390人、企業62社)	
平成30年10月		調査結果の集計及び分析	
	～平成31年1月		
平成31年	1月16日	男女共同参画計画審議会	(調査結果の報告、第4次計画体系の審議)
令和元年	6月20日	男女共同参画計画推進会議幹事会(書面)	(第4次計画素案について)
令和元年	7月11日	男女共同参画計画推進会議	(第3次計画期間の1年延長、一部改正について)
令和元年	7月30日	男女共同参画計画審議会	(第3次計画期間の1年延長、一部改正について)
令和2年	5月28日	男女共同参画計画推進会議	(第4次計画策定スケジュールについて)
令和2年	6月16日	男女共同参画計画審議会	(諮問、第4次計画策定スケジュールの説明)
令和2年11月	9日	男女共同参画計画審議会	(第4次計画素案の審議)
令和2年12月	4日	男女共同参画計画推進会議幹事会(書面)	(第4次計画素案について)
令和2年12月	8日	男女共同参画計画推進会議(書面)	(第4次計画素案について)
令和2年12月28日		第4次計画(案)パブリックコメント募集	
～令和3年1月26日			⇒ 意見・提案等無し
令和3年	2月25日	男女共同参画計画審議会「第4次計画(案)」市長答申	
令和3年	3月		「第4次千曲市男女共同参画計画」決定
令和3年	3月	千曲市議会福祉環境常任委員会報告	

千曲市男女共同参画計画審議会委員名簿

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
会 長	島田 彰男	学識経験者	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
副会長	笠井 雪子	男女共同参画推進連絡協議会	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	島田 美知子 北川原ちか子	男女共同参画推進連絡協議会	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	岡村 和枝	子育てサークル代表	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	小川 貴幸	事業者代表(更埴地区)	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	畑野 武子	事業者代表(戸倉上山田地区)	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	池田 靖子	農業代表	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	宇都宮 新二	民生児童委員協議会	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	柳原 康廣 塚田 保隆	区長会連合会	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	酒井 マサシ	公募	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	渡辺 和巳	公募	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委 員	山岸 美智子	公募	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

千曲市男女共同参画計画審議会委員名簿

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
会 長	島田 彰男	学識経験者	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
副会長	笠井 雪子	男女共同参画推進連絡協議会	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	篠原 哲雄	男女共同参画推進連絡協議会	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	山崎 裕美	子育てサークル代表	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	本保 雅規	事業者代表(更埴地区)	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	畑野 武子 佐藤 隆子	事業者代表(戸倉上山田地区)	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 14 日 令和 2 年 9 月 15 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	中澤 のり子	農業代表	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	宇都宮 新二 金井 興志雄	民生児童委員協議会	平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 11 月 30 日 令和元年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	青柳 和男	区長会連合会	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	霜鳥 光	学識経験者	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	中村 陽人	学識経験者	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
委 員	石岡 房子	公募	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

第4次千曲市男女共同参画計画
令和3年 3月策定
令和6年 10月改定

千曲市役所 健康福祉部 人権・男女共同参画課
〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
TEL 026-273-1111 FAX 026-273-1924
E-mail jinken@city.chikuma.lg.jp
ホームページ <http://www.city.chikuma.lg.jp/>